

仮使用承認申請

1 仮使用の趣旨

危険物施設が変更許可を受けた場合、この変更許可に係る工事が開始された後は危険物施設の使用が禁止され、この禁止は完成検査終了時（完成検査済証交付時）まで継続されます。

しかし、危険物施設の一部について変更の工事が開始された場合に、当該施設の全ての使用を一律に禁止することは、事業者には過重な負担を与えることとなるため、工事中の安全が確保される場合に限り、変更の工事に係る部分以外の部分の仮使用を認めることとしています。

2 変更許可申請との関係

(1) 仮使用承認の終期は、変更許可に係る工事の完成検査終了時（完成検査済証交付時）となります。

(2) 仮使用承認申請は、変更許可申請ごとに必要とします。したがって、同一の製造所等において複数の変更工事を行われるような場合は、その都度、仮使用承認申請を行う必要があります。

3 添付書類について

仮使用承認申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 作業明細書(若狭消防組合危険物規制規則 様式第6号)
- (2) 仮使用の範囲および工事に必要な範囲を示した平面図等

4 仮使用の考え方

変更の工事に係る部分以外の部分に設置されている給油取扱所の専用タンクおよび危政令第9条第1項第20号に規定されるタンク等における危険物の貯蔵または取扱いは、営業中（就業中）、休業中（就業時間外）を問わず仮使用の承認が必要となります。

例えば、給油取扱所において変更工事中の営業を停止する場合であっても、地下貯蔵タンク（専用タンク）における危険物の貯蔵を継続する以上は、仮使用承認が必要です。